

# 障害者雇用の促進に向けた支援策の主な流れ(全体像)

障害者雇用促進法に基づく職業リハビリテーションと障害者総合支援法に基づく就労系障害福祉サービスとの連携が中心となり、障害者雇用の促進に向け、**地域における一貫した障害者の就労支援**を実施。

○：主に障害者本人に対する支援施策  
◎：事業主に対する支援施策(障害者と事業主双方を支援するもの含む)

## ハローワーク(544カ所)

- 福祉、教育、医療の現場と連携し、雇用への移行を推進
- 職業訓練(個人の特性や希望に対応)
- 就労移行支援事業所や、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター、発達障害者支援センター、難病相談支援センター等と連携(チーム支援)して1人1人の特性を踏まえた支援
- ◎ 精神障害者雇用トータルサポーターや、就職支援ナビゲーター(発達障害者担当)による専門的支援
- 就職支援ナビゲーター等による職業相談・紹介
- ◎ 求人公開、面接会開催等
- ◎ トライアル雇用(3ヶ月(精神障害は最大12ヶ月))
- ◎ 各種助成金(障害者を初めて雇い入れる場合や、多数雇用して施設整備をする場合など)による支援
- ◎ 職場適応指導

## 地域障害者職業センター(47カ所+5支所)

- 本人への職業準備支援
- ◎ 研修・セミナー等の開催
- ◎ 雇用マニュアルや好事例の紹介
- ◎ ジョブコーチによる支援
- 職場への適応に関して助言等
- ◎ リワーク支援 ※ 主治医とも連携

## 障害者就業・生活支援センター(335カ所)

- 職場実習のあっせん等就業に向けた支援
- 本人への職業生活の自立に必要な生活支援
- ◎ 事業主支援(雇用管理についての助言など)
- 日常生活や職場での悩みなどをサポート



(一般就労を希望する者で生活支援の必要性が高い者等については、市区町村の支給決定を経て、次の障害福祉サービスの利用が可能)

## 就労移行支援事業(2,999カ所)

- 就労訓練
- 求職活動支援、職場開拓
- ◎ 職場定着支援

## 就労定着支援事業(1,274カ所)

- ◎ 職場定着支援(3年間)

## 就労継続支援A型事業(3,841カ所)

## 就労継続支援B型事業(13,403カ所)

通常の事業所で雇用されることが直ちに困難である者に対して、就労の機会を提供し、働きながら一般就労に必要な知識、能力等の向上に必要な訓練等を実施

就職準備段階

マッチング段階

就職

職場適応段階

就職後  
半年程度

定着段階

休職

※ 上記のほか、障害者就業・生活支援センターを中心に、地域の関係機関(医療機関、自治体、保健所や民間団体の就労支援機関等)と連携し、就労支援を実施

障害者雇用促進法に基づく  
職業リハビリテーション

障害者総合支援法に基づく  
就労系障害福祉サービス

本人